教師用生徒指導の手引

ほほえみと感動のある学校をめざして

―いじめの早期発見
早期対応のために―

平成７年３月

岐阜県教育委員会

ま え が き

すべての児童生徒が、心身ともに健やかに成長し、豊かな自己実現を図ることができることを願い、ほほえみと感動のある学校教育の充実のために先生方にご尽力いだいておりますことに対し、心から感謝申し上げます。

中学生によるいじめを苦にした痛ましい事件は、実に悲しい出来事でした。この問題は決して対岸の火事ではないと受け止めています。本県におきましても、小、中、高等学校を通して相当数の「いじめ」があり、各学校では、いじめの問題を深刻に受け止め、総力をあげて取り組んでいただいているところです。

いじめの問題は、人権の侵害に関わる深刻な問題であり、児童生徒の豊かな人格の形成や望ましい人間関係の醸成に大きな影響を及ぼすのみならず、時として生命を危うくする事態に発展する恐れがあります。

いじめの問題については、早期発見・早期対応が何よりも重要であり、いじめはどこの学校にも起こりうるという認識を持って、アンテナを高く張り、どんな小さなサインも見逃さず、全校態勢で解決に当たることが必要です。

さらに、いじめの問題の解決のためには、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む必要があり、今まで以上に、家庭や地域社会、関係諸機関等との連携を密にした指導態勢の確立が重要です。

また、いじめは人間として許されない卑劣な行為であり、絶対に許さない毅然とした態度で臨むとともに、社会で許されない行為は子供であっても許されないとの観点に立って、善悪の判断や基礎的倫理観など基本的生活態度を身に付けさせる教育を一層重視する必要があります。同時に、一人一人の子供は、必ず、打てばひびくみずみずしい感性とやさしさを内に秘めた存在であるという認識の下に、信頼と愛情に基づく共感的理解に立って、自主性・主体性を育成する積極的な生徒指導が重要です。

本書は、以上のような基本的な考え方を踏まえ、基礎編では、「今日のいじめの問題をどのように認識したらよいか。早期発見・早期対応のために、学校は、また、教師は、どのような指導をしたらよいのか。」などを、事例編では、「いじめの問題に対し、どのような観点から、どのように指導したか。」について掲載しました。

各学校及び一人一人の先生方におかれては、この指導の手引を積極的に活用され、いじめの問題の解決に取り組まれるとともに、ほほえみと感動のある学校教育のより一層の充実を図られ、成果があがることを期待します。

終わりに、本手引書の発行に際し、献身的に執筆していただき、ご協力くださった方々に深く感謝の意を表します。

平成７年３月

岐阜県教育委員会
教育長　大　宮　義　章

目　　次

まえがき

基　礎　編

Ⅰ　いじめの問題の基本認識……1

1　いじめの問題とは何か……1
(1) いじめかどうかの判断……1
(2) 今日的な「いじめの問題」の認識……1
(3) いじめに関する教師の戸惑い……2
2　いじめの態様……2
(1) 今日的な特徴……2
(2) いじめの態様……3
3　いじめの背景……3
(1) いじめの問題の構造……3
(2) いじめ集団における役割と内面の動き……4
4　いじめの問題への教師の基本的姿勢……5

Ⅱ　いじめの早期発見・早期対応のために……7

1　いじめの早期発見といじめ防止の態勢の確立……7
(1) いじめの早期発見……7
(2) いじめ防止の態勢の確立……9
(3) 教育相談の理念の共通理解……10
(4) 教育相談態勢の充実……11
2　学級（ＨＲ）経営におけるいじめ防止の指導……13
(1) 担任によるいじめの早期発見・防止のための観察と指導……13
(2) いじめ防止のための学級（ＨＲ）経営上の配慮事項……15
(3) 家庭や地域との連携によるいじめ防止……16

Ⅲ　いじめ発生に対する具体的な対応……19

1　いじめの発生時の教師の基本的な対応……19
2　学級（ＨＲ）担任のとるべき初期対応……20
(1) いじめた側への指導・援助……20
(2) いじめられた側への指導・援助……20
(3) 観衆と傍観者への指導・援助……21
3　学校のとるべき初期対応……21
(1) 校内組織の機能化……21
(2) 当事者の家庭との連携・協力……22
(3) 集団への指導の在り方……22
(4) 家庭・地域社会との連携・協力……30

事　例　編

小学校

1　分団登校時の上級生によるいじめ……33
2　教師の目の届かないところで繰り返されるいじめ……35
3　言葉によるいじめ……37
4　保育所の時から同じ集団内で続いたいじめ……39
5　靴かくしによるいじめ……41
6　転校生へのからかいや冷やかしによるいじめ……43
7　知的面の遅れがある児童への暴力的ないじめ……45
8　内向的な児童へのからかいや無視によるいじめ……47
9　「なかよしグループ」内での仲間はずれや無視によるいじめ……49
10　学習面で遅れがあり、体力的に劣る児童への慣習化したいじめ……51

中学校

1　金銭の強要や暴力によるいじめ……53
2　情緒が不安定ですぐにカッとなって行ういじめ……55
3　集団による金品のたかりなどのいじめ……57
4　仲間割れから始まったいじめ……59
5　集団での無視によるいじめ……61
6　集団での仲間はずれによるいじめ……63
7　ボス的生徒を中心にした集団でのいじめ……65
8　暴力や恐喝によるいじめ……67
9　他校生を含めた暴力事件にまで発展したいじめ……69
10　卒業生によるたかりや暴力によるいじめ……71

高等学校

1　集団で無視を続けるいじめ……73
2　部活動仲間によるいじめ……75
3　仲間はずれによるいじめ……77
4　中学校時代のいじめに対する仕返しとしてのいじめ……79
5　気晴らしの卑屈ないじめ……81
6　執拗ないやがらせによるいじめ……83
7　暴力行為をチクッたとの理由によるいじめ……85
8　自己主張の強い生徒へのいやがらせによるいじめ……87
9　中学校時代のいじめの再発としてのいじめ……89
10　長期間にわたり金銭を強要し続けるいじめ……91

資　料　編

いじめの問題に関する通知……93

「いじめの問題について当面緊急に対応すべき点について（通知）」
（平成６年12月19日付け　教学第1177号－１）

基　礎　編

Ⅰ　いじめの問題に関する基本的な認識

1　いじめの問題とは何か

(1)「いじめ」かどうかの判断

いじめは潜在化していることが多いため、その行動を見逃したり、単なるふざけやけんかと見てしまい、一時的な指導にとどまっているうちに、深刻ないじめに発展している場合が多い。文部省は統計上の必要から、「いじめ」を「自分より弱いものに対して一方的に身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」として実態調査を行っている。しかし、これはあくまでも統計上の基準であって、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断をする際には、この基準から見て表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の側に立ち、「本人が『いじめられている』と感じれば、それはいじめである」という観点からいじめの実態を広くとらえることが重要である。

「いじめ」をこのような観点からとらえることによって、いじめの早期発見・早期対応が可能になる。

(2) 今日的な「いじめの問題」の認識

いじめの問題は、昭和60年前後にも大きな社会問題となり、岐阜県教育委員会は「児童生徒の問題行動に関する検討会議」を発足し、同検討会議は、昭和60年６月28日付けで、「児童生徒の問題行動に関する検討会議緊急提言＝いじめの問題の解決のためのアピール＝」を発表した。

この提言において、下記の「いじめの問題に関する５つの基本認識」が示され、全教職員が「いじめの問題」を正しく認識することの重要性が強調されている。

（昭和62年１月発刊「信頼と愛情に基づく教育をめざして」参照）

① いじめは、児童生徒の心身に大きな影響を及ぼす深刻な問題であり、その原因も根深いものであること。
② いじめは、今日の児童生徒の心の問題が深く介在している問題であること。
③ いじめは、学校における人間関係から派生し、教師の指導の在り方と深くかかわっている問題であること。
④ いじめは、家庭におけるしつけの問題が深くかかわっていること。
⑤ いじめの解決には、緊急対策、長期的対策の両面からの対応が必要であること。

今日のいじめの問題を考える際には、まず、この「５つの基本認識」を十分理解するとともに、いじめがますます陰湿化の傾向にあり、問題が複雑化している現状から、さらに次のような認識をもって対応することが極めて重要である。

○ 学校・家庭において、社会で許されない行為は子供でも許されないとの観点に立って、善悪の判断や基礎的倫理観など基本的生活態度を身に付けさせるような教育・しつけを十分行うことにより、本人の自覚を促すことが大切である
○ 特に、学校はいじめを絶対許さない毅然とした態度で臨み、金銭を脅し取る暴力を振るうなどの行為はだれよりもそれを行うものが悪いという観点に立ちいたずらに議論を拡散させることなく、その責任の所在を明確にするという姿

勢も大切である。児童生徒の中に、何をしても責任を問われないという世界を作り出すことは教育上好ましいことではない。

○　さらに、学校では、児童生徒の生活体験・人間関係を豊かなものとし、自主性・主体性を育成する観点から、児童生徒一人一人に、ほほえみと感動のある幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培ったりする活動を積極的に推進することが必要である。

(3) いじめに関する教師の戸惑い

①　いじめられる側にも問題があるのでは？

いじめの問題について、よく「いじめられるのは、いじめられる側にも問題があるのではないか」という考え方がある。<u>いじめられる子どもに問題があれば、それは個別に指導・援助すべきことであって、この考え方を正当化することはできない。</u>

いじめの問題解決に当たっては、被害者の側に立ちきれるかどうかが根本的な解決の分岐点になるといっても過言ではない。

②　単なる「ふざけ」や「けんか」であって、いじめではないのではないか？

A先生　「今日ね、A男とB男がけんかして、B男が泣いとったんやよ。まあA男の横着さには参ってまっとるんやけど、B男も日頃はけっこう横着なところもあるしね。あんなのは、いじめじゃないよね。」

B先生　「そんなもん、どこでもあるよ。子供は自己中心的やでね。けんかもしないと成長せんのやよ。気にしなくてもいいんじゃないの。」

一見、当事者同士の「ふざけ」や「けんか」に見えても、よく見てみると、いじめにつながる危険性をはらんだものもある。「ひょっとして、これはいじめではないか」という、危機意識をもって児童生徒の生活を見つめることが重要である。いじめは、見ようとしないと見えないものなのである。

③　うちの学校にはいじめはない？

いじめが陰湿化する傾向にあり、ますます発見しにくくなっているため、「うちの学校にはいじめはない」と思いがちであるが、そういう認識ではなく、「いじめはうちの学校にもあるのではないか」との認識をもって子どもに接し、小さなサインも見逃さないことが大切である。

2　いじめの態様

(1) 今日的な特徴

いじめはかつて、「弱いものいじめ」として認識されていたが、今日のいじめの特徴としては、例えば、次のようなことがあげられる。

①　あらゆる児童生徒が「いじめ」の対象となるおそれがある。
②　「いじめ」の方法・手段がますます執拗かつ陰湿化している。
③　いじめの背景には、被害者と加害者以外に「観衆」と「傍観者」が存在している。

(2) いじめの態様

「いじめ何でも相談コーナー」などに寄せられる相談から、いじめの態様を整理

してみると、次のようなものがある。

言葉による……脅し　冷やかし・からかい　お節介　はずかしめ
行為による……持ち物隠し　衣服汚し　仲間はずし
暴力による……プロレスごっこ　たかり・ゆすり　リンチ　等々

こうしたいじめの態様は、いつも固定しているとは限らない。いじめを受ける児童生徒が移り変わっていく場合もある。いじめの程度も毎日同じとは言えない。いじめる側といじめられる側という単純な関係だけでは、いじめの問題をとらえることはできない。

3　いじめの背景

いじめの背景には、いじめが起こる直接的な原因とさらにその背後に存在する間接的な社会風潮などがある。いじめの発生のメカニズムには多くの原因が絡み合う複雑な構造が存在する。

(1) いじめの問題の構造

いじめの問題の構造としては、様々なとらえ方ができるが、例えば、下図のようなA～Dが絡みあった構造としてとらえることもできる。

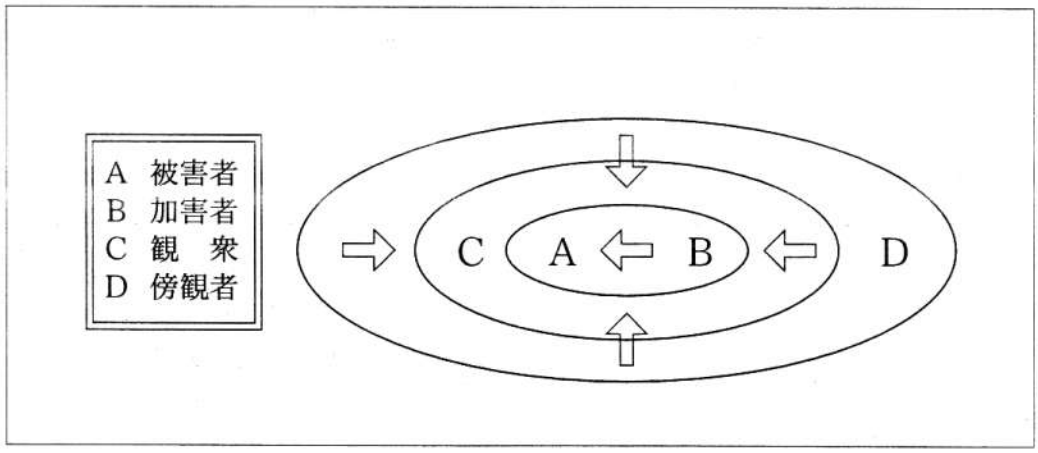

① いじめの問題は、B⇒Aという対立構造で発生することばかりではなく、いじめを積極的に支えたり消極的に肯定したりする観衆や傍観者が絡んで発生する場合もある。A，B，C，Dそれぞれは集団の力関係の変化によって微妙に変動する。

② 観衆は、いじめを笑ったり、はやし立てたりする存在で、結果としていじめを助長してしまう。自分たちの行為が人権侵害を拡大したり助長してるという問題点に気付いていない。

③ 傍観者は、進行しているいじめを制止するなどの行為や態度を示さない。または、示せない存在で、結果として暗黙の支持者としていじめを正当化したり加害者がいじめの行為を続ける悲惨な状況に拍車をかけたりする。

傍観者は、「自分さえよければ」「自分とは関係ない」という自己中心的な面もあろうが、多くの場合は、正義感を持ちながらも、かかわることの「こわさ」から傍観者になってしまっていると考えられる。

観衆や傍観者といった、いじめの周囲の集団が健全か否かがいじめの問題の解決

の大きな鍵となる。観衆や傍観者がいじめに対して批判的または非友好的な態度をとる場合には、いじめはその支持的基盤を失うことになる。

私たち教師が万が一、観衆や傍観者の側に回ってでもいようものなら、加害者としての責任を厳しく問われることになる。被害者にとっては、最大の味方であって最後の砦ともなる教師の温かい受容の心こそ、いじめの問題の解決の最も重要な基盤であることを自覚しておきたい。

(2) いじめ集団における役割と複雑な内面の動き

神戸女子大学の内藤勇次教授は、いじめ集団の相互の複雑な内面の動きについて、下図のように説明している。

いじめ集団における役割と複雑な内面の動き

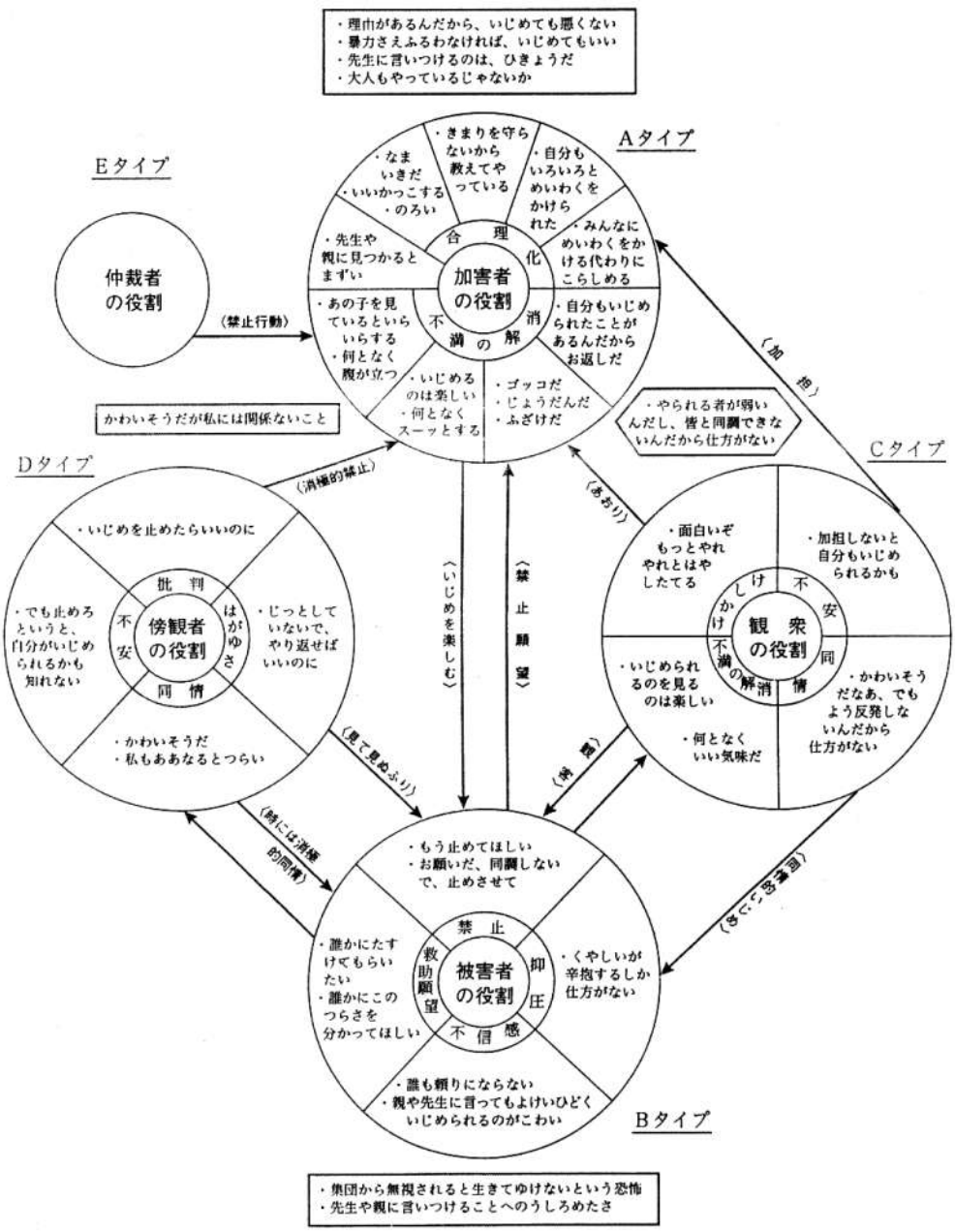

4　いじめの問題への教師の基本的姿勢

○　「いじめ」は人間として絶対許されるものではない！という毅然とした態度で指導に臨む。
○　いじめの問題は、粘り強い指導・援助を行っていくことで、必ず解決するものであるという信念をもつ。
○　いじめの問題は、担任一人だけでは解決が困難な場合もある。問題がこじれてしまわない内に、同学年の教師をはじめ、校内の多くの教師に相談し、知恵を出し合って解決する。
○　いじめの問題は、学校を越えて家庭や地域社会の方の理解や協力を得ることが大切である。開かれた学校、学級経営を行い、積極的に家庭や地域社会の方からの情報を収集し、指導の効果をあげるようにする。
○　すべての児童生徒が、毎日の学校生活において「目的をもった生活」ができるよう指導・援助に心がけ、各学級においては望ましい人間関係の醸成に努める。
○　人間一人一人、顔や形が異なるように、それぞれに、その子にしかない持ち味をもっている。この持ち味を生かし、一人一人が自己存在感をもてるよう指導・援助の在り方を工夫する。

いじめの問題の指導は、「生き方にかかわる指導」や「人権尊重の教育」と密接に関係している。教師は日ごろから人権感覚を磨き、人間らしく生きたいという児童生徒一人一人の願いを実現させようとする熱い生き方が求められるのである。